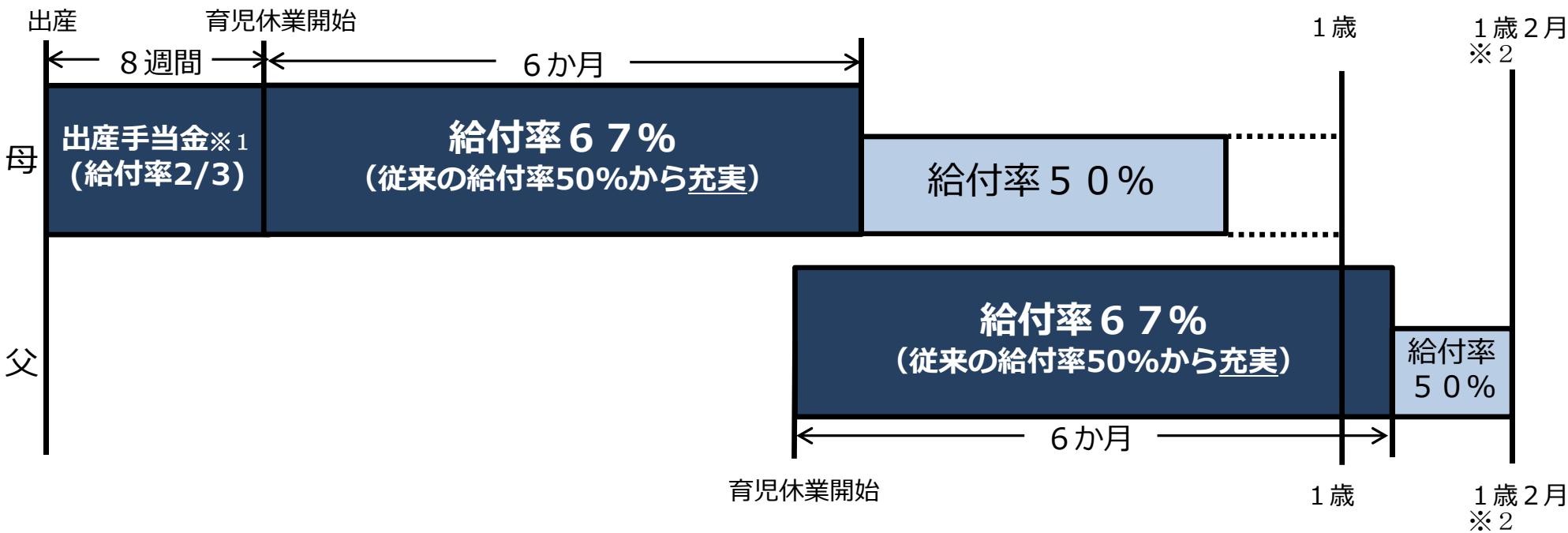


育児休業給付の充実

改正の趣旨・内容【平成26年4月1日施行】

男女ともに育児休業を取得することを更に促進するため、育児休業給付（休業開始前賃金の50%を支給）について、休業開始後6月につき、給付割合を67%に引き上げる。

＜男女ともに育児休業を取得する場合の給付のイメージ＞



※1 健康保険等の被用者保険より、産前6週間、産後8週間において、1日につき標準報酬日額の2／3相当額が出産手当金として支給される。

※2 同一の子について配偶者が休業をする場合については、子が「1歳2ヶ月」に達する日まで支給（パパ・ママ育休プラス）

※3 子が1歳（又は1歳2ヶ月）を超えても休業が必要と認められる一定の場合（保育所に入所できない場合等）については「1歳6ヶ月」まで支給

※4 育児休業給付は非課税となっていること、また、育児休業期間中には社会保険料免除措置があることから、休業前の税・社会保険料支払後の賃金と比較した実質的な給付率は8割程度となる。

就業促進手当(再就職手当)の拡充

改正の趣旨

再就職時点での賃金低下が早期再就職を躊躇させる一因となっていると考えられることを踏まえ、早期再就職を更に促すため、再就職手当を拡充する。

現行の内容

- ・基本手当受給者が安定した職業に就いた場合であって、
- ・所定給付日数の3分の1以上【又は3分の2以上】を残して再就職した場合に
- ・支給残日数の50%【又は60%】に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給するもの。

改正の内容【平成26年4月1日施行】

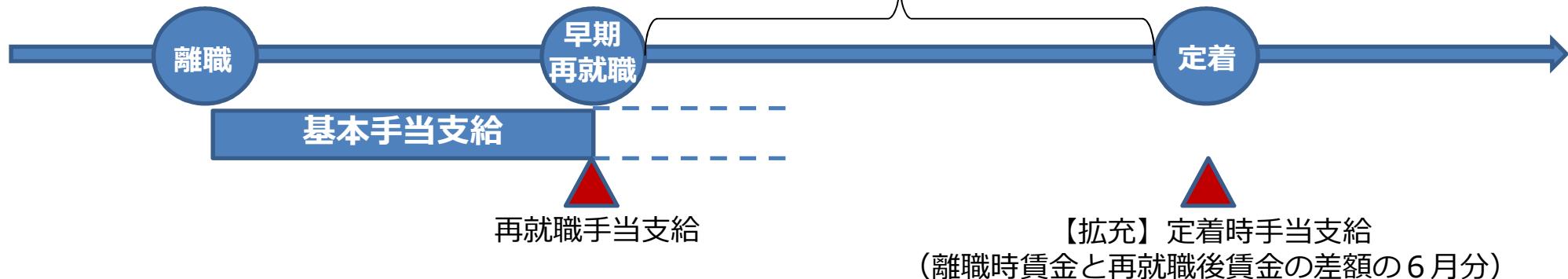
【対象者】※次のいずれにも該当する者

- ・基本手当受給者で早期再就職した者
- ・離職前の賃金から再就職後の賃金が低下した者
- ・再就職後6月間定着した者

【給付内容】

従来の再就職手当に加え、離職時賃金と再就職後賃金の差額の6月分を一時金として給付
(基本手当支給残日数の40%相当額を上限)

〈再就職手当の支給のイメージ〉



平成25年度末までの暫定措置の延長

個別延長給付【要件厳格化の上で3年間の延長】

特定受給資格者（倒産や解雇等の理由により離職を余儀なくされた者）又は有期労働契約が更新されなかつたために離職した者のうち、次のいずれかに該当し公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者につき、暫定的に、所定給付日数を最大60日間延長する。

【対象者】

- (1) 45歳未満の求職者
→今後は、離転職を余儀なくされ、安定した職業に就いた経験が少ない者に厳格化
- (2) 直近一箇月で、有効求人倍率等の基準に該当する地域（指定地域）に居住する求職者
→今後は、リーマンショック時の全国実績（有効求人倍率0.67倍等）以下の地域に厳格化
- (3) 公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案し、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

雇止め等により離職した者（特定理由離職者）の給付日数の拡充【3年間の延長】

有期労働契約が更新されなかつたために離職した者等について、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充する。